

維持管理計画書

安定型及び管理型最終処分場

胆環生第 2345 号

株式
会社 **C&R**

様式第3号(特定施設の設置(変更)に係る事業計画書添付書類その2)

維持管理に関する計画書

別途:維持管理計画書のとおり

施設の維持	産業廃棄物の受入方法	維持管理計画書 1. 産業廃棄物の受入方法のとおり		
	施設作業時の維持管理方法	維持管理計画書 2. 埋立管理 3. 施設管理 4. 浸出水処理施設の維持管理について 5. モニタリング のとおり。 ※維持管理基準に即した内容とすること。		
管理方法	埋立終了後の施設の維持管理方法	維持管理計画書 8. 埋立終了から廃止までの維持管理 のとおり ※最終処分場のみ記載		
	施設整備・点検の頻度	維持管理計画書 6. 施設の点検計画のとおり		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	維持管理計画書 7. 維持管理の記録および記録閲覧の方法のとおり ※閲覧方法は焼却施設及び最終処分場のみ記載			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん(g/Nm ³)			
	硫黄酸化物(Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物(cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素(mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類(ng/m ³ -TEQ)			
放流水の水質	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	1ヶ月に1回以上
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	46	60以下	
	化学的酸素要求量(mg/L)	—	—	
	浮遊物質(mg/L)	10	10以下	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油)(mg/L)	5	5以下	1年に1回以上
	ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物性油)(mg/L)	30	30以下	
異常時の連絡体制	別添(インデックス11 緊急連絡体制図)のとおり			

別紙書式例 19-4 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容（管理型最終処分場）

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準		措置内容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地周辺に飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置します。また、即日覆土等の措置により、飛散の防止を行います。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布します。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を整えておくこと。	火災の発生を防止するために覆土作業及び消火器を使用します。また、管理棟及び浸出水処理施設内には、消火器を備え置く。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	衛生害虫等が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、利害関係機関と協議の上、殺虫方法を決定し、最小限の範囲で使用します。
囲 い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地周辺に飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置します。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講じます。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	維持管理計画書 6. (3)点検内容と対策①貯留構造物（土えん堤）の対策を講じます。
遮水工の砂等による被覆 (第1条第2項第8号)	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他重機による埋め立て作業中での遮水工の損傷する恐れがあると認められる場合の法面部は不織布等で遮光性シートを保護する。また、底面部は不織布の上部に保護材を敷設して保護をする。
遮水工の点検 (第1条第2項第9号)	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	維持管理計画書 6. (3)点検内容と対策②遮水工の対策を講じます。
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排水された地下水の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 ただし、地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。	埋立開始前に表-2地下水検査項目および電気伝導率、塩化物イオン濃度の測定を行い、記録します。

	基 準	措置内容
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	ロ 埋立処分開始後に地下水等検査項目について一年に一回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に1回)以上測定し、かつ、記録すること。 ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。	埋立開始後は表-2 地下水検査項目をを年1回以上測定し記録します。
	ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を月1回以上測定し記録します。
	ニ 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録します。
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第1条第2項第11号)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除きます。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
被覆型埋立地における雨水流出防止 (第1条第2項第12号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられている埋立地にあつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	該当しません
調整池の点検 (第1条第2項第13号)	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	維持管理計画書 6.(3)点検内容と対策④その他施設の対策を講じます。
調整池の維持管理 (第1条第2項第14号)	浸出水処理設備の維持管理は、次により行うこと 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	維持管理計画書 6.(3)点検内容と対策③浸出水処理施設の対策を講じます。
	浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	
	放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量(別表第一の備考に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。	水素イオン濃度、BOD、SSについて、月1回以上測定を行い記録します。 表-1の排水基準に係る項目について、年1回以上測定を行い記録します。
開渠等の維持管理 (第1条第2項第15号)	埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	土えん堤は周囲の現地盤より高いため、降雨が周囲から流入することはありませんが、第4期の終了時点において5期との堰堤の境に側溝を敷設し、埋立地内に雨水を侵入させない計画とします。また、堆積した土砂等を速やかに除去し開渠としての機能を満足させます。
発生ガスの排除 (第1条第2項第16号)	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	法面ガス抜き管および堅型ガス抜き管を設置します。

基 準		措置内容
開口部の閉鎖 (第1条第2項第17号)	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いより開口部を閉鎖すること。 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖します。
覆いの損壊防止 (第1条第2項第18号)	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	最終覆土の表面には植生を施します。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録します。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存します。

維持管理記録等及び維持管理積立金（法第15条の2の3において準用）

基 準		措置内容
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めによるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これを当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	施設の点検および水質検査の結果について記録を作成し、管理事務所に閲覧場所を設け、施設が開場している間、閲覧可能とします。 また、記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間閲覧に供することとし、廃止までの間保存します。 生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めがあつた場合は、正当な理由がない限り、閲覧を拒みません。
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	維持管理積立金の積み立てを行い、埋立終了後は、積み立てた維持管理積立金の取り戻しにより、適切な維持管理を行います。

廃止基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

基 準		措置内容
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止します。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	発生ガスはガス抜き管から速やかに排出することとし、厚さ50cm以上の最終覆土を行って、火災の発生を防止します。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止します。
地下水の水質 (第1条第3項第5号)	地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りではない。 地下水の水質等が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 地下の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。	表-2 地下水点検項目について、廃止するまで年1回以上の測定を行い記録します。
保有水等の水質 (第1条第3項第6号)	保有水等の集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。 (1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上 (2) 放流水pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量（別表第一の備考に規定する場合に限る。）に規定する項目 3ヶ月に1回以上	(1) (2)を除く排水基準等に係る項目を排水基準等に適合後、6ヶ月に1回以上 (2) 放流水pH、BOD、COD、SS及び窒素含有量（別表第一の備考に規定する保有水の水質が、排水基準等に適合後、に限る。）に規定する項目を排水基準等に適合後3ヶ月に1回以上
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。	ガスの発生が認められた場合は、3ヶ月に1回程度で測定します。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	ガス抜き管等から温度計を用いて測定し、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認します。
覆 い (第1条第3項第9号)	厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。 ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖します。
被覆型埋立地の覆い (第1条第3項第10号)	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	該当しません
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出水又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	周辺地域に生活環境保全上の支障が生じていないことを確認します。
構造基準への適合 (第2条第3項第3号)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等、遮水工、地下水集排水設備、保有水集排水設備及び地表水流入防止のための開渠その他の設備が、構造基準に適合していないと認められないこと。	地すべり防止工、沈下防止工、土えん堤、えん堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを確認します。

表-1 放流水の検査項目および基準値

有害物質の種類	排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	50mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³ 以下

※「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

表-2 地下水の水質検査項目および基準値

有害物質の種類	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1.0mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

維持管理計画書

1. 産業廃棄物の受入方法

(1) 事前の確認

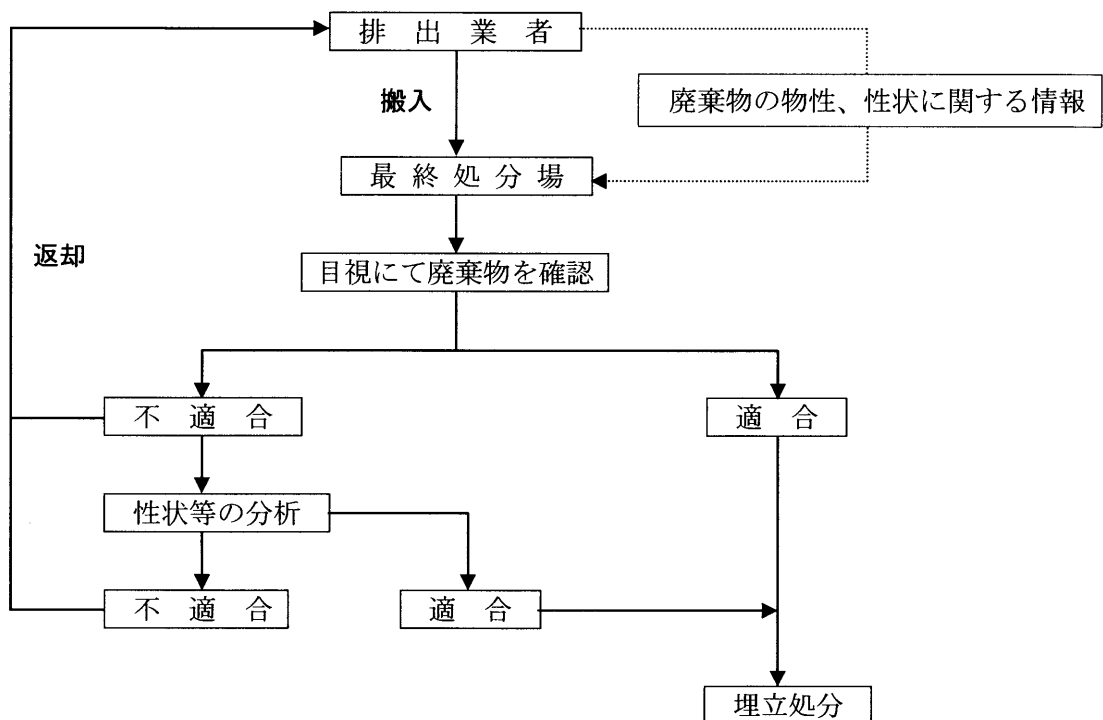
排出事業者から処分依頼があった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を確認し、必要に応じて分析データ（ダイオキシン類、金属類等）等についても提出を求める。

(2) 処理委託契約の締結

事前の確認において、受入に支障が無いことが確認されてから、処理委託契約を締結する。

(3) 受入作業

- ① 管理棟において受付する際、事前に結んだ契約の内容又は manifests の記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ② ①の確認が終了した車両は、トラックスケールで計量を行う。
- ③ 埋立地での荷下ろし後に異物の混入が確認された場合には、搬入される廃棄物の一部（異物）若しくは全部を持ち帰らせることとして、必要に応じて manifests の修正を求める。
- ④ 受入、受付の管理については、従業員に対応を徹底させるためマニュアルを作成する。



廃棄物搬入から埋立処分までのフロー

2. 埋立管理

(1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。この際粉じんの発生がある場合には、散水を行い防止する。廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の埋立にあつては、一定の場所において、かつ分散しないように埋め立てる。

(2) 飛散・流出防止措置

受け入れた産業廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土、散水を行う。また、埋立地の周囲には、飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。

(3) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

(4) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、覆土作業を行う他、可燃性廃棄物に対する火災防止については、消火器による消火作業対策を行う。また、埋立地および浸出水処理施設内には、消火器を備え置く。

(5) ねずみの発生および蚊、はえその他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れのある産業廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布等を行う。(利害関係機関と協議の上)

3. 施設管理

(1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることが出来ないように柵を設置する。

(2) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

(3) 受け入れた産業廃棄物が、遮水工を損壊する恐れがある形状の場合は、遮水工付近に埋立は行わないか、もしくは遮水工を砂等で保護を行った後に埋立を行う。

(4) 埋立地から発生するガスを排除するためにガス抜き管を設置する。

(5) 埋立地の残余容量について、年1回以上測定を行い記録する。

(6) その他

① 埋立作業マニュアルを作成し、従業員に周知・徹底を図る。

② 維持管理積立金の積み立てを行い、埋立終了後は、積み立てた維持管理積立金の取り戻しにより、適切な維持管理を行う。

4. 浸出水処理施設の維持管理について

(1) 放流水の水質が、基準省令に定める排水基準等に適合するよう的確に維持管理する。

(2) 低水期には、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行うことにより槽内

微生物の保持を図る。

- (3) 増水期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留量を削減したり堆積物を除去したりしておく。

また、各プロセスにおいて、溶存酸素不足とならないよう留意する。

- (4) 浸出水処理施設は、道のマニュアルに準じて処理能力を設定している。(インデックス 15 § 2 浸出液調整池容量計算書を参照)

計算で用いている各パラメータは、以下のとおりである。

- ・使用する降雨時系列は、過去 20 年間の年間最大降水量を記録して 2000 年を採用
- ・冬期間（前年 12 月～3 月）における降雪（降水量）は、融雪期（4 月）1 ヶ月の降雨両に均等加算

この様な厳しい条件下で計算した結果、発生する浸出水の処理は、冬期間前の 11 月にすべての処理が完了した。

したがって、計画する浸出水処理施設の処理能力は埋立地の大きさに対して十分な規模であり、浸出水が発生しない冬期間において浸出水処理を行わなくても支障は生じない。

- (5) 高負荷時および低負荷時には、各処理槽における滞留時間、pH 及び薬注量の調節等を行い対応する。

- (6) その他

- ① 浸出水処理設備管理マニュアルを作成し上記の維持管理について、従業員に周知・徹底を図る。
- ② 当該マニュアルで解決できない問題が発生した場合は、専門家に相談し、施設の稼働状況を良好な状態に保つための措置を行う。

5. モニタリング

(1) 放流水

放流水の測定結果に基準値超過等の異常が確認された場合には、直ちに放流を停止し速やかに関係機関へ連絡するとともに、原因究明のための調査を行う。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SS について、月 1 回以上の測定を行い記録する。
- ② 表-1 の排水基準等に係る項目について、年 1 回以上の測定を行い記録する。

(2) 地下水

最終処分場周縁の地下水水質への埋立地からの浸出水による影響の有無を判断するため、埋立地の上流側と下流側に観測井を設置し、以下の②の頻度で水質検査を実施する。

地下水の測定結果に基準値超過が確認された場合には、速やかに関係機関への連絡を行うとともに対策を講ずる。また、水質の悪化においても原因究明の調査等を行う。

- ① 埋立開始前に表-2 地下水検査項目および電気伝導率、又は塩化物イオン濃度の測定を行い、記録する。

- ② 埋立開始後、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を月1回以上、表-2地下水検査項目を年1回以上測定し記録する。

(3) 浸出水

浸出水処理施設を適正に維持管理するため、浸出水（原水）について、以下のモニタリングを実施する。

- ① 水素イオン濃度、BOD、SSについて、月1回以上の測定を行い記録する。
- ② 維持管理において、全43項目を年1回水質測定を行う計画とする。

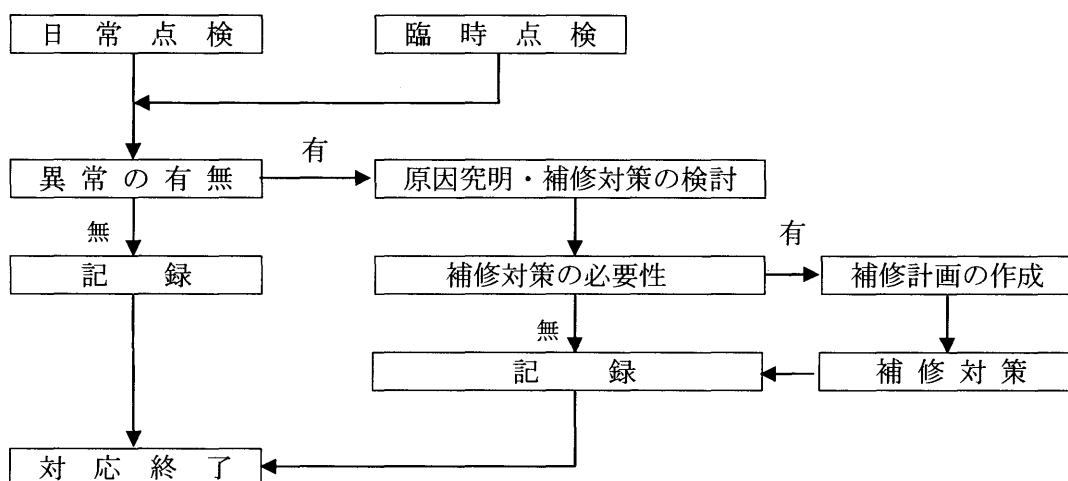
6. 施設の点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各施設の点検管理における管理項目、点検頻度、点検方法等を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

- ① 日常点検 周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検
- ② 臨時点検 大雨、地震等の異常が起きた際に実施する点検

(2) 点検管理フロー



(3) 点検内容と対策

① 貯留構造物（土えん堤）

点検項目	①堤体への廃棄物・土砂の堆積 ②堤体への雑草の繁茂・植生 ③堤体からの漏水 ④堤体の亀裂 ⑤堤体の膨潤 ⑥堤体の沈下	⑦小段の浸食、崩壊 ⑧法面の浸食、洗掘 ⑨法面のはらみだし ⑩法面の崩壊、崩落 ⑪基礎地盤の沈下 ⑫地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫：週1回以上 ⑥、⑪：3ヶ月に1回以上	
点検方法	①～⑤、⑦～⑩、⑫：目視 ⑥、⑪：測量により計測	
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・抑え盛土工法 ・土留擁壁の施工 ・排水溝の設置 ・その他 	

② 遮水工

点検項目	①穴あき、引き裂き傷、ひび割れ ②異常な伸び ③マットの膨らみ、へこみ、突っ張り ④マットの剥がれ ⑤降雨後の湛水状況 ⑥マットの劣化状況（ひび割れや接続部のはがれ等の発生） ⑦接合部の剥がれ、口あき ⑧マット下部地盤の状況
点検頻度	①～⑧：日1回以上
点検方法	①～⑧：目視（埋立済みの箇所は、地下水のモニタリング結果）
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷箇所の取り替え、接合部の接合直し ・補修材による修復 ・埋立済みの箇所の場合は、廃棄物を掘り起こし補修する ・その他

③ 浸出水処理施設

点検項目	①浸出水の水量、水温、水質 ②運転条件の設定、見直し ③各処理設備、機器類
点検頻度	①：目視 日1回以上、測定は月1回以上 ②：必要に応じて ③：目視 日1回以上、計測は月1回以上
点検方法	①：流量計および水質分析等 ②：水量、水質データ ③：目視、計測等 ※浸出水処理設備管理マニュアルにしたがって実施する。
補修対策	・異常箇所は、速やかに部品交換等補修する ・必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行う ・その他

④ その他施設

点検項目	①ガス抜き管（露出部の管の損傷やバンドのハズレ等） ②飛散防止設備（ネットの破れや支柱の傾き等）、 門扉（支柱や格子の破損等）、 囲い（ネットの破れや支柱の傾き等）、 立札（破損や文字の消え） ③調整池（遮水工に準ずる） ④その他
点検頻度	①～④：日1回以上
点検方法	①～④：目視
補修対策	・異常箇所は、速やかに補修する ・その他

7. 維持管理の記録および記録閲覧の方法

(1) 記録の作成および保存について

法令で定める施設の点検および水質検査の結果については、記録を作成し管理事務所に閲覧場所を設け、施設が開場している日（開場日は毎年作成する営業日カレンダーによる）の9時～17時までの間、閲覧可能とする。また、平成23年4月1日より廃掃法の改正に伴い、インターネットによる維持管理状況を公表する計画とします。

(閲覧の求めがあった場合は、正当な理由がない限り閲覧を拒まない)

(2) 閲覧する内容

内 容	据え置く期限
埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日までに備え置く
擁壁等の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日まで備え置く
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
上記措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検の結果、調整池が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出水処理施設の点検を行った年月日およびその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出水処理施設の点検の結果、浸出水処理施設の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く

8. 埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の施設の維持管理については、埋立中と同様にして管理を行うこととし、廃止基準への適合性については、次により確認を行う。

- (1) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- (2) 発生ガスはガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ50cm以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。
- (3) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。
- (4) 表-2地下水点検項目について、廃止するまで年1回以上の測定を行い記録する。
- (5) 地すべり防止工、沈下防止工、土えん堤、えん堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを確認する。
- (6) 表-1の排水基準等に係る項目については年1回以上、水素イオン濃度、BOD、SSについては月1回以上測定を行い記録する。
保有水が排水基準等に適合後は、
 - ① 水素イオン濃度、BOD、SSについて、3ヶ月に1回以上の測定を行い記録する。
 - ② 表-1の排水基準等に係る項目について、6ヶ月に1回以上の測定を行い記録する。
- (7) 発生ガスの確認
 - ① 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - ② ガスの発生量の測定は、ガス抜き管からガス発生の可能性のある廃棄物を埋め立てた位置等、適当な箇所を選定して流量の測定を行う。
 - ③ 埋立地上部の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。
 - ④ 流量の測定は、超音波流量計、熱式流量計等により行うが、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には、防爆式の計器を使用する。
 - ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は、3ヶ月に1回程度とする。
- (8) 埋立地の内部が周辺の地中温度と比べ、異常な高温になっていないか確認する。
地中温度の測定は、ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行い、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認する。
- (9) 厚さ50cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。
- (10) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。
- (11) 埋立終了後の維持管理費用は、維持管理積立金を用いる。